

令和4年度からの学校給食食物アレルギー対応の変更について

学校給食における食物アレルギー対応の変更について、島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会で承認され、「島田市学校給食 食物アレルギー対応マニュアル」を令和3年10月に改訂したので、下記のとおり報告いたします。

記

1 除去食対応アレルギーの変更について

- (1) そば・ピーナッツ・いくら・キウイフルーツは学校給食では提供しない。
- (2) 8品目のアレルゲン「卵・乳・えび・かに・いか・たこ・そば・ピーナッツ」を、6品目のアレルゲン「卵・乳・えび・かに・いか・たこ」と変更する。

【理由】

文部科学省：学校給食における食物アレルギー対応指針 P18 より

使用する頻度を検討する必要がある食物

ア) 特に重篤度の高い原因食物：そば・落花生（ピーナッツ）
学校給食での提供を極力減らします。

- 現在、そば、いくら及びキウイフルーツは、給食に提供していない。
- ピーナッツは、年に1回提供するかしないかである。

2 完全除去に対する部分的解除について

(1) 生卵アレルギーについて

【変更】

現在は、卵アレルギーとして全て卵を除去しているが、学校給食では生卵は提供していない。医師の診断・指示により、生卵以外の卵料理が食べられるならば、学校給食で卵料理を全て食べられることとする。

【理由】

マヨネーズ、ドレッシング、デザート等の十分に加熱されていない卵加工品は食べられるが、生卵のみ食べられない児童生徒は、現在の完全除去対応では、卵を使用する給食が食べられない状態であるため。

(2) 乳アレルギーについて

【変更】

医師の診断・指示に基づき、飲用牛乳のみの中止を認める。

【理由】

乳アレルギーの児童生徒は、完全除去対応によりパン・シチュー等の乳の入ったおかず、飲用牛乳など、乳が入っている全ての料理が食べることはできない。

パンや乳を含む料理・デザート等は食べられるが、飲用牛乳のみ飲めない児童生徒に対し、通常の給食を提供するため。